

## 長洲町条件付一般競争入札（事前審査型）公告共通事項書

第1 本書で定める事項は、長洲町が実施する条件付一般競争入札（事前審査型）について適用する。

### 第2 書面による入札参加

電子入札システムを利用して行う入札に、書面による入札により参加しようとする者（電子入札システムの利用者登録を行った者に限る。）は、長洲町電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準の規定により、あらかじめ、町に紙入札移行承認願を提出し、承認を受けなければならない。

### 第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

1 入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

なお、予定価格が5千万円以上の工事については、第18に掲げる事項に留意すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札公告に示す建設工事の種類に係る入札参加者資格について本町の競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
- (4) 長洲町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成7年長洲町告示第53号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中は又は建設業者等から暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の役員等（入札に参加しようとする者が法人の場合は、非常勤を含む役員若しくは支配人又は支店長若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、当該団体の代表者、個人の場合は、その者及び支配人若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (6) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てを行った者にあつては、当該手続開始後（2）に掲げる入札参加資格に係る随時の審査に基づく設定を受けている者であること。
- (8) 入札公告に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。  
なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。  
ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を越える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者  
イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (9) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す格付等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので最新のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。
- (10) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

なお、「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

- (11) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (12) 社会保険料（医療保険料、年金保険料、雇用保険料、労災保険料）の滞納がないこと。
- 2 入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札公告に示す施工実績、配置予定技術者に関する事項及びその他の条件をすべて満たさなければならない。

#### 第4 入札参加資格の確認に必要な提出書類

- 1 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる(1)及び(2)から(7)のうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。
  - ただし、開札の結果、複数の工事について落札者となった場合において、入札公告に示す要件を満たす配置予定技術者を配置できなくなるときには、契約の辞退を書面により申し出なければならない。
  - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
  - (2) 入札公告に示す営業所の所在地が熊本県以外の地域を含む場合は、当該営業所の所在地を証するために必要な次に掲げる書類
    - 現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し
    - ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書の写し（別表又は別紙二を含む。）
  - (3) 入札公告に示す経営事項審査の審査基準日（届出書の提出期限日）の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（最新のものに限る。）写し
  - (4) 同種工事の施工実績調書（以下「施工実績調書」という。）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類
    - 財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている竣工時のカルテの写し
    - ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）
    - その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計書類のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）
  - (5) 配置予定技術者調書及びその記載内容を証するため必要な次に掲げる書類
    - ア CORINSに登録されている竣工時カルテの写し
      - ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）及び現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し
      - また、現場代理人又は主任（監理）技術者以外の役職で従事し、CORINSの竣工時カルテで確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し
      - その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）
    - イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等、国土交通大臣の認定書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等
    - ウ 審査基準日（確認申請書の提出期限日）以前3ヶ月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し
  - (6) 役員及び株主（出資者）調書
  - (7) 上記(1)から(6)のほか、入札公告において定める書類

## 2 提出書類作成に係る留意事項

1の(4)及び(5)については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。  
件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。

## 第5 入札参加資格確認申請並びに入札参加資格確認書類の提出方法

### (1) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等(第4の1の(1)及び(2)から(7)のうち入札公告において指定する書類)を入札公告に示す期間中に、入札公告に示す入札・契約担当部局へ郵送(書留又は特定記録郵便に限る。)又は持参すること。

### (2) その他

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

オ 町は、提出書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

## 第6 入札参加資格の確認、決定

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により入札参加資格の有無を通知する。

## 第7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 入札参加資格がないと認められた者は、町長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる。要求できる期間は入札参加資格確認通知書に記載する。
- 2 説明要求に対する回答は、書面により回答する。

## 第8 設計図書の閲覧及び貸出又は配布

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す場所において、入札公告に示す方法により、閲覧及び交付する。

## 第9 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

## 第10 最低制限価格の設定

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設ける。  
そのため、最低制限価格に満たない入札価格を提示した者は失格とする。

## 第11 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債(利付債に限る。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行なった場合は、契約保証金を免除する。

## 第12 入札方法等

- 1 入札に参加する者は、電子入札システムにより、入札公告に示した入札期間内に入札すること。  
書面による入札の場合は、入札書を紙入札承認願(町の承認印のあるもの)の写しとともに、入

札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1 回とする。

### 第 13 工事費内訳書の提出

- 1 入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。
- 2 電子入札システムによる入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を添付すること。書面による入札の場合は、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。
- 3 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事区分、工種、種別、細別（建築工事については種目、科目、中科目）まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、設計図書に示した項目以外の項目（端数処理を除く）は認めない。
- 4 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 5 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、工事費内訳書等に不備等がある場合も無効となることがあるので注意すること。

### 第 14 開札

電子入札システムにより入札する者を除き、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

### 第 15 入札の無効

長洲町競争契約入札心得（平成 5 年長洲町告示第 36 号）第 8 条に該当する入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

### 第 16 落札者の決定方法

- 1 開札後、長洲町財務規則第 74 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、その旨を落札決定通知書により通知する。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

### 第 17 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅延なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度末まで入札・契約担当部局において閲覧に供するとともに、入札情報公開サービスシステム及びホームページに掲載する。

### 第 18 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとして、支払条件は、長洲町公共工事請負契約約款（平成 10 年長洲町告示第 33 号）又は長洲町公共工事関係業務委託契約約款（平成 19 年長洲町告示第 27 号）若しくは長洲町公共建築設計業務等委託契約約款（平成 19 年長洲町告示第 28 号）（以下「契約約款」という。）によるものとする。

### 第 19 予定価格が 5 千万円以上の工事に係る留意事項

- 1 予定価格が 5 千万円以上の工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 96 号に規定する町議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、町議会の議決後、本契約となる。

- 2 落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第 2 に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなくなった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

## 第 20 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、長洲町の休日を定める条例（平成 2 年長洲町条例第 13 号）第 1 条に規定する長洲町の休日を含まず、午前 9 時から午後 5 時までとする。（ホームページ掲載内容を除く。）
- 3 入札参加者は、長洲町競争契約入札心得、契約約款を遵守すること。
- 4 落札者は、第 4 の提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合は、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。
- 5 第 3 第 1 項第 3 号、第 8 号、第 9 号、及び第 4 第 1 項第 3 号を除き、業務委託についても本共通事項書を準用する。また、「工事」を「業務」に、「CORINS」を「TECRIS」に読み替える。